

令和元年第 10 回 安芸太田町農業委員会 会議録 (第 10 号)

招 集 年 月 日	令和元年 10 月 30 日		
招 集 の 場 所	筒賀支所 大会議室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和元年 10 月 30 日 9 時 30 分	議長 栗栖 眞知子
	閉会	令和元年 10 月 30 日 11 時 00 分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 5 名 欠 席 4 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	栗栖 眞知子	○
	2	寺田 光浦里	○
	3	三原 朋之	△
	4	木下 博志	△
	5	沖 貴雄	○
	6	富永 富幸	○
	/		
	8	佐藤 潤	△
	9	栗栖 芳秋	○
	10	河本 穂津雄	△
会議録署名委員	2 番	寺田 光浦里	
	5 番	沖 貴雄	

議長	<p>本日の出席委員は 5 名です。農業委員の出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。(9 : 30)</p> <p>なお、本日は、農地利用最適化推進委員同席しての総会になります。</p> <p>本日の総会のすべての議案につきまして、農地利用最適化推進委員は、質疑、意見を述べることはできますが、裁決はできないこととなっております。意見は審議の際に限らせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>それでは、これより第 10 回安芸太田町農業委員会総会を開催します。この会議の議事録の署名者を議長において指名しても異議ありませんでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。よって議事録署名者に 2 番委員と 5 番委員を指名いたします。会議書記の指名を行います。本日の会議書記に農業委員会事務局職員、小笠原文麿氏と鬼田貴樹氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第 61 号から議案第 66 号について事務局より提案説明と朗読をさせます。それでは、事務局より提案説明をお願いします。</p> <p>(事務局議案の提案説明と朗読)</p>
議長	<p>それでは、議案第 62 号について、3 番委員が欠席のため、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 62 号の説明を 3 番委員さんの調査結果をもとに代わって説明させていただきます。議案書の 1 ページ及び 2 ページをご覧ください。申請地の現況は維持管理のされてある状態の休耕地であるそうですが、その維持管理は以前から譲受人の方がし続けてきたそうです。譲渡人の方は、今後も申請地の維持管理はできないとしているため、この度、所有権移転の申請をされるということです。今後は、その申請地に譲受人の方が玉ねぎやなすなどの野菜を作付けされ、農地として活用していくとのこと。譲受人の方は、農機具も所有され、農作業に常時従事されているそうです。また、今回の申請地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であり、周辺の農地利用に影響もないそうです。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、この申請につきまして 3 番委員さんは許可相当と考えられております。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 63 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 63 号の説明をさせていただきます。議案書の 1 ページ及び 3 ページをご覧ください。行政書士の■■■■さんからの聞き取りと現地確認をしました結果について事案説明いたします。申請地は役場本庁から北へ約 2 km 進んだ場所に</p>

	<p>位置しております。申請地の所有者は■■■さんであります。以前からその申請地の耕作は■■■さんが行っているという状況です。■■■さんは高齢で、申請地の自作ができなくなったため、この度、所有権移転の申請をされ、■■■さんに耕作をし続けてもらうということです。■■■さんは、農機具を一式所有され、農作業に常時従事されております。また、今回の申請地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であり、周辺の農地利用に影響はありません。以上、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可相当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第64号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第64号の説明をさせていただきます。議案書の1ページ及び4ページをご覧ください。行政書士の■■■さんからの聞き取りと現地調査をしました結果について、事案説明いたします。申請地は役場本庁から北へ約2km進んだ場所に位置しております。議案第63号の事案と同様で、申請地の所有者は■■■さんであります。耕作者は■■■さんであるという状況です。■■■さんはまだ耕作ができる年齢ではありますが、広島市在住で耕作が困難な中、■■■さんに耕作し続けてもらっていたため、この度、所有権移転の申請をされ、引き続き■■■さんに耕作をし続けてもらうということです。■■■さんは、農機具を一式所有され、農作業に常時従事されております。また、今回の申請地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であり、周辺の農地利用に影響はありません。以上、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可相当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第65号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第65号の説明をさせていただきます。議案書の1ページ及び5ページをご覧ください。行政書士の■■■さんからの聞き取りと現地調査をしました結果について、事案説明いたします。申請地は役場本庁から西へ約1km進んだ場所に位置しております。譲渡人の■■■さんは、申請地を父親から相続されたようですが、広島市在住ということもあり、耕作も維持も困難であったため、隣接している耕作地の所有者である■■■さんに申請地を譲渡し、耕作してもらうようにするというものです。■■■さんは、農機具を一式所有され、農作業に常時従事されております。また、今回の申請地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であり、周辺の農地利用に影響はありません。以上、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可相当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第66号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第66号について、資料1と資料2をもとに説明をさせていただきます。</p>

	<p>本議案につきましては、資料 1 の農用地利用集積計画により、それぞれの農地の所有者である■■■■さん他 5 名の方から一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団、理事長、上仲孝昌へ農地の貸付を行い、資料 2 の農用地利用配分計画により、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団、理事長、上仲孝昌からそれぞれの農地の耕作者である■■■■さんへ集積した農地の貸付を行うというものです。審議していただく内容につきましては、資料 1 の農用地利用集積計画において農地の借り受けを行う個人が、1 点目に、耕作の事業に供すべき農地について、耕作及び管理を行うと認められること。2 点目に、農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。3 点目に、地域の農業者と適切な役割分担の下に農業経営が行われること。4 点目に、利用権を設定する農用地について、関係権利者すべての同意を得ていること。という 4 つの要件を備えられているかということと、資料 1 の農用地利用集積計画書の内容と資料 2 の農用地利用配分計画原案の内容の整合が図られているかということについて、農業委員会で審議していただきます。申請内容の概要につきましては、安野津都見地区の計画で、筆数が合計 7 筆、面積が合計 6,440 m²です。申請内容の詳細につきましては、資料 1 及び資料 2 をご参照ください。なお、位置図、公図、設計図は、資料 2 の 3、4、5 ページになります。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 61 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 61 号の説明をさせていただきます。令和 2 年度安芸太田町農業施策に対する建議について継続審議分です。資料 3 をご覧ください。この資料は、平成 31 年度の安芸太田町農業施策に対する建議書です。昨年度は、この資料の内容で町長へ建議を行いました。令和 2 年度の町の予算編成が 11 月下旬頃からとなりますので、本日、建議内容についてご審議いただき、その後建議内容を取りまとめ、11 月下旬に町長へ建議したいと考えております。安芸太田町の農業者を支援できるような施策を考えていただければと思います。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、議案第 62 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 62 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 62 号につきましては承認決定いたしました。</p>

議長	<p>続いて、議案第 63 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 63 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 63 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 64 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 64 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 64 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 65 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 65 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 65 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 66 号について質疑を許します。</p>
事務局	<p>補足で説明をさせていただきます。現地は、 さんが現在、研修員として利用している農地でございます。12月1日の就農開始に向け、農地を集積し、配分するというのがこちらの計画になっております。 さんとしましては、隣接する さんと今、共同作業というかたちで農機具等の貸し借りなどを含めて一緒に運営しているところでございます。以上が、補足説明になります。</p>

議長	広いところなんですね、ここは。
事務局	全体で 6,440 m ² の内、ハウス面積はちょうど 3,000 m ² ということになっております。ハウスは 11 棟建っております。周年で、現在、小松菜を栽培されております。
事務局長	補足説明をさせていただきます。これは、個人と個人で利用権設定もできるんですが、今回この事業は農地中間管理事業ということでですね、これを活用して色んな国や県の事業が活用できるというかたちになります。ですから、今回この事業を活用することによってですね、■■■さんについては、国の事業であります青年等就農給付金といって、一年間で 150 万円出るものがありまして、それを導入するために、今回この事業を活用するという流れになっておりますので、どうしてもこの事業を活用しないと、そういった給付金含めて様々な補助金が活用できないということになりまして、今回このようなかたちで利用権設定をしまして事業を行っていくということです。そのために、農業委員会の承認と同意が必要になりますから、今回、農業委員会から意見を聴取するものでございます。
議長	その他に質疑はありませんか (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第 66 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 66 号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第 61 号について質疑を許します。
議長	前回の農業委員会において少し意見が出たには出たんですけど、今回は推進委員さんも同席していただいておりますので、何か意見がございましたらお願いいたします。
事務局長	少し建議についての説明をさせていただきます。まず、この建議の中身なのですが、農業振興対策、担い手の確保や育成対策、鳥獣害防止対策、遊休農地の発生防止と解消対策、農業委員会の組織強化というかたちで五点ほど建議する内容になっております。昨年、同じようなかたちで建議をさせていただいたのですが、内容としましては、鳥獣害防止対策のことについて議論が活発になり、そのことについての要望を強くしてほしいということでありました。それ

<p>推進委員</p>	<p>を受けて今回また新たに付け加えるというかたちで審議をしていただければと思います。前回の農業委員会で、一度審議をしているにはしているのですが、今回、農業委員さんと推進委員さんの合同ということもありますので、推進委員さんからも何かありましたらぜひ意見をいただけたらと思います。</p> <p>これは去年の建議内容ですよね。これに対する結果はどうなんでしょうか。回答が無いのにこれやっても意味ないんじゃないでしょうか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>建議というものは、回答無く、独自の農業委員会の行政庁として行政に対して意見を申し出るというのが建議です。今回この部分について農業委員会として取りまとめて町長に対しての建議をさせていただきます。その中で、今の農業振興対策について、実際、農業委員会としては、平成28年に農業委員会法が改正してですね、農地利用の最適化を進めるということで、それまでは農業委員さんだけだったのですが、現場サイドの農地利用最適化推進委員さんを入れた農業委員会としての農地利用の最適化を進めていくということで、今回、新しく推進委員さんを設置しまして、その中で、担い手の確保であったり、遊休農地の発生防止、また、新規参入の促進という活動を農業委員会の体制を築いたうえで行っているところです。活動をしていく中で、町に対する様々な施策、農業に関するものについて意見を申し出るという立場が建議というものになっております。</p>
<p>推進委員</p>	<p>でも、言っとる内容がただ見られただけなのか、そうではないのか、こういう風になりましたよというのがわからないと、練りようがないと思うんですけど。</p>
<p>事務局長</p>	<p>実際の建議の中で、一番から言いますと、農業振興対策については、補助金の拡充はできておりませんが、補助金制度としての補助金は確保しております。そして、二番目の担い手の確保と育成対策については、ひろしま活力農業経営者育成事業の関係で、新規就農者の確保とその育成を行っており、また、予算も確保しつつ毎年事業を進めているところでございます。三番目の鳥獣害防止対策についてですが、電気柵やトタンなどの制度として補助金を確保している状況でございます。捕獲強化についても、安芸太田町で現在、捕獲員さんが70名おられます。70名の方々も高齢化によることから新たな捕獲員を確保するための支援といいますか、資格を取得するための講習であったりとか、そのようなものに対する全額補助を行っております。最近では、猿の被害が見受けられることから津浪の方で大型の捕獲檻を昨年設置しまして、そういった要望があれば予算を確保しているという状況であります。四番目の遊休農地の発生防止と解消対策についてということでは、農業経営基盤で必要な水路、農道に対して、これは予算自体が建設課になりまして、ある程度は予算の確保ができています。6次産業化のこの部分については、特筆する事業はないのですが、がんばるビジネス応援補助金で予算を確保しているという状況であり</p>

5 番委員	<p>ます。五番目の農業委員会の組織強化については、研究や調査、また、研修等の支援に関して予算を確保しております。一応、今年度の話としては、拡充ではないのですが、予算としては確保して対応しているというところです。今回また、令和 2 年度に対してこれ以外でこういったことをやってもらいたいということを農業委員会の中で話をして率直な意見をいただければと思います。</p> <p>農地の筆数が多い中で、それをペーパーで集計するのも手間がかかりますし、事務局職員の方の負担にもつながっていると思うんです。この部分を変えるためにも、僕はタブレットを使えるには使えるんですけど、ただ昔ながらの土地が分からないので、ここにもし田んぼがあったと言われても山になってればどこか分からない。それは昔の人は知ってるから田んぼがあったと言ってるのかもしれないですけど、そういう分からないことを分かるようにするために、GPS なんかを使った調査ができるように、ICT じゃないですけど、少しでも使えるようになればありがたいかなと思います。</p>
議長	<p>そうですね。いつまでも年寄りがいるわけではないですもんね。</p>
5 番委員	<p>これは来月までですか。</p>
事務局長	<p>来月までに決めてもらえればと思います。一応、予算的なものについては、最終的には12月の上旬には担当課の方から財政の方への予算要求が締め切りとなりますので、ぎりぎり来月までに決めていただければ、これを建議書として会長、職務代理者を含めた中で、直接町長へ建議をするというかたちになります。ですから、来月が最終的な承認というかたちになればまだ間に合うということです。</p>
議長	<p>前回、棚田の人的補助とかいう話も出たんですけど、高齢化していく中で、棚田を守っていこうという思いはみなさんあるとは思いますが。</p>
議長	<p>他に意見はありませんでしょうか。</p>
議長	<p>本日は、会長が不在ですので、事務局長がおっしゃいましたように、来月でも間に合うということなので、継続審議とさせていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>それでは、議案第 61 号につきましては、継続審議ということで承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 61 号につきましては継続審議ということで承認決定いたしました。</p>
議長	<p>次に報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明を 5 点させていただきます。1 点目に、資料 4 をご覧ください。令和元年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック研修会の開催について、広島県農業会議より連絡がありました。日時、開催場所は表のとおりですが、三次市で開催される研修会には参加することができませんので、12 月 3 日の火曜日に広島市の国際会議場で開催される研修会にご参加いただければと思います。つきましては、参加される方は 11 月 7 日の木曜日までに事務局までご連絡ください。続きまして、2 点目に、資料 5 をご覧ください。2020 年農業委員会手帳の申し込みについて、広島県農業会議より取りまとめ依頼がありました。こちらの手帳の詳細については、裏面に記載されております。つきましては、ご注文される方は先ほどの資料 4 の件と同じく 11 月 7 日の木曜日までに事務局までご連絡ください。続きまして、3 点目に、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書が 4 件出ております。1 件目は、広島市の■■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は記載のとおりです。なお、農業委員会によるあっせん等の希望の有無はございませんでした。2 件目から 4 件目は、安芸太田町大字穴の■■■■さん、東京都の■■■■さん、同じく東京都の■■■■さんらによります共有名義の相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は記載のとおりです。なお、農業委員会によるあっせん等の希望の有無はございませんでした。続きまして、4 点目に、農地転用届出書が 2 件出ております。1 件目は、安芸太田町大字遊谷の■■■■さんによります農地転用の届出書です。届出に係る土地の所在、転用計画等は記載のとおりです。2 件目は、安芸太田町大字上殿の■■■■さんによります農地転用の届出書です。届出に係る土地の所在、転用計画等は記載のとおりです。2 件とも添付書類に不備はないため、届出書を受理します。5 点目は、中山間地域等直接支払交付金制度のことについてです。カラー刷りの横長の資料をご覧ください。今年度で中山間地域等直接支払交付金制度の第四期が終了することになります。今月の 10 月 17 日に 51 の組織へ約 4,700 万円の交付金の支払いをしました。令和 2 年度以降に新たに第五期の 5 年間は始まるということで、こちらの資料を用意しました。中身についてですが、基本的な交付金の単価は変わっておりません。継続してこの単価で確保されるということになります。新たに拡充される場所としまして、棚田地域振興法というのが、今年成立しまして、棚田地域の振興活動加算というのが新たに加えられました。傾斜の要件がありますが、10 アール当たり 1 万円の単価で新たに基本部分に上乗せをされるということになります。ただし、棚田地域の加算を受けるためには、一つの地域として 1 ヘクタール以上の一団の土地ということで組織を、協議会を組織していただいて、さらに促進計画を作っていただいて国の承認を受けるというような手順となっております。詳細</p>

	<p>については、また今後、説明会等で情報収集を行うのですが、できましたらこりらの加算の方も活用していければと思っております。裏面をご覧ください。今までは遡及返還の要件が、中山間の交付金の方は厳しい要件がありましたが、その中で、見直しということが謳われております。5年間の期間中に耕作放棄が発生した場合は、現在は連帯責任で協定の全額を遡及して返還していたんですが、遡及返還は原則廃止ということが一番目です。ただし、期間中に生産活動に資さない施設に転用する場合は、遡及返還は適用されるんですが、これは、今までは連帯責任だったのが、該当する農地の番地部分のみが遡及して返還するということになりまして、だいぶ要件が緩和されるということになります。この理由としては、他人に迷惑をかけたくないという不安を払拭するためということで、遡及返還の要件を緩和されております。これは、同じような制度があります、多面的交付金と制度を合わせたということになります。もう一ページ、今後のスケジュールなんですけど、9月に中国ブロックの説明会がありまして、このような資料をもらって帰ったんですが、今後の予定としましては、今から国の要求予算が確定してまた説明会が行われるということになります。そして、予定としては来年の5月ごろに町として各協定に説明会をしていきたいと思っております。これが今のスケジュールとなっております。報告事項は、以上になります。</p>
議長	<p>報告事項について質疑はありますか。</p>
	<p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>以上で本日の審議は終了いたしました。</p>
議長	<p>なお、休会中も引き続き審査、調査をすることを許します。</p>
議長	<p>これをもちまして、提案した議案はすべて審議されました。これで、第10回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(11:00)</p>
	<p>以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。</p>
	<p>議 長</p>
	<p>2 番委員</p>
	<p>5 番委員</p>